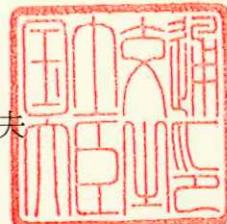


国海員第187号
令和5年8月17日

交通政策審議会
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣

斎 藤 鉄 夫



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第437号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
栄喜建設株式会社	青森県八戸市大字白銀町字姥畠4番地の10
共栄マリン合同会社	兵庫県尼崎市昭和通四丁目117
徳島マリンワーク株式会社	徳島県阿南市椿町宮ヶ谷9番地2